

随 時 監 理

令和7年度

仕 様 書

(随時監理用)

委託業務名：R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修監理業務

徳島県県土整備部営繕課

仕様書（随時監理用）

1 総則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3) 乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修監理業務
- (2) 業務箇所 阿南市領家町走寄
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築	令和 8 年 11 月 15 日まで	約 211,849 千円	
R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事電気	令和 8 年 11 月 15 日まで		
R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事管	令和 8 年 11 月 15 日まで		

3 業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算
なお、変更設計書については、営繕積算システム R I B C 2 データで提出すること。

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する 2 以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成
- コ 定例会及び県監督員との協議等の議事録の作成
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：1 回/月、主任担当技術者：毎回）

4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

(1) 管理技術者（1 名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各 1 名以上 ただし、上記（1）以外の者とする）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後 5 年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5 業務の処理要領

(1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。

(2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。

なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。

(3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。

(4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。

(5) 乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。

なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。

なお、様式については甲の指示によるものとする。

ア 着手時

- ・業務計画書

イ 各月末(翌月の 10 日までに提出)

- ・工事監理状況報告書

ウ 部分引渡し時

- ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
- ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

エ 完了時

- ・委託業務完了検査請求書
- ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

オ 随時

- ・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類
- ・その他必要な書類

6 貸与品、その他

- (1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用するすることができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) この業務を行うに必要な業務資料は、貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。
- (3) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。
- (4) 工事の出来高については、令和 7 年度：約 50%、令和 8 年度：約 50%である。
- (5) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。
ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。（契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う）

別 表

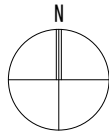
工 事 監 理 業 務 一 覧 表

処 理 区 分 業 務 事 項	業 務 担 当 技 術 者								県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
1 書類関係														
工 事 工 程 表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技 術者等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施 工 管 理 技 術 者				○				○			○			
技 術 者 台 帳											○		○	県へ直接
電 気 保 安 技 術 者				○				○			△			
工事用電力設備保安責任者				○				○			△			
技 能 資 格 者 証 明				○				○			△			
技能士チェックシート				○				○			△			
施 工 体 系 図				○			△	○			○		△	
施 工 体 制 台 帳				○			△	○			○		△	
再 下 請 負 通 知 書				○			△	○			○		△	
工事実績情報サービス (CORINS)											○		○	県へ直接
官 公 署 竣 工 検 査	○			○				○	○		○		○	消防署、労基局、警察 署、保健所等
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工 事 施 工 報 告 書				○				○			○		○	
工事報告(進達質疑)書								○			○		○	
火 災 保 険 等				○				○			○		○	火災保険、建設工事
事 故 報 告 書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
設計変更箇所一覧表				○			△	○			○			
設計変更箇所確認書				○				○			○		○	
材 料 品 検 収 願				○			△	○			○			出荷証明等
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図・工事写真 そ の 他				○				○			○		○	保全に関する資料

業 務 事 項	処 理 区 分	業 務 担 当 技 術 者							県 監 督 員					備 考
		立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	
2 準 備														
工 事 予 定 表				○				○		○				
実 施 工 程 表			△	○				○		○				
総 合 施 工 計 画 書			△	○				○		○				
施 工 見 本	△		○	○				○	△	○				
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○				
施 工 図			△	○				○		△				
工 種 別 施 工 計 画 書			△	○				○		○				
3 材 料														
配 合 計 画 書			△	○				○		○				
機 器 製 作 図 (機 材 承 認 図)			△	○				○		○				
同 等 品 使 用 願				○			○	○			○		○	
材 料 品 検 収 願			△	○		○		○		○				
材料・製品検査(試験) 工 場 検 査	△	△		○	△			○	△		△	△		
4 安 全 関 係														
支 障 物 件 確 認 書	○			○				○	△		○			支 障 物 件 確 認 書
	県監督員の確認後の工事着手とする。													
仮 囲 い 等	○			○				○	△		△			安 全 再 確 認 シ ー ト
墜落防止チェックシート				○				○			△			
足 場	○			○				○	△		○			足 場 チェックリスト
	県監督員の確認後の足場使用開始とする。													
5 施 工														
敷 地 調 査	○			○				○	△		△			
一工程の施工の確認	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		1 工程毎
工 法 提 案						○		○			○			

業 務 事 項 処 理 区 分	業 務 担 当 技 術 者								県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
墨 出 検 査	△				○			○	△		△			
発 生 材 処 理	△			○				○	△		△			
鉄 筋 組 立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
コンクリート工事	○		○		○			○	△		△			
機 器 搬 入 取 付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施 設 管 理 者 と 各 工 事 と の 調 整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取付等
設 備 機 能 試 験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各 種 測 定 結 果 表				○				○			△			
公 害 関 係	○		○					○		○			○	
部 分 払 検 査 中 間 検 査	○				○			○	○			○	○	
竣 工 検 査	○				○			○	○			○	○	
手 直 し 検 査	○			○	○			○	○		○	○	○	

対象工事により必要となる業務事項を適用する



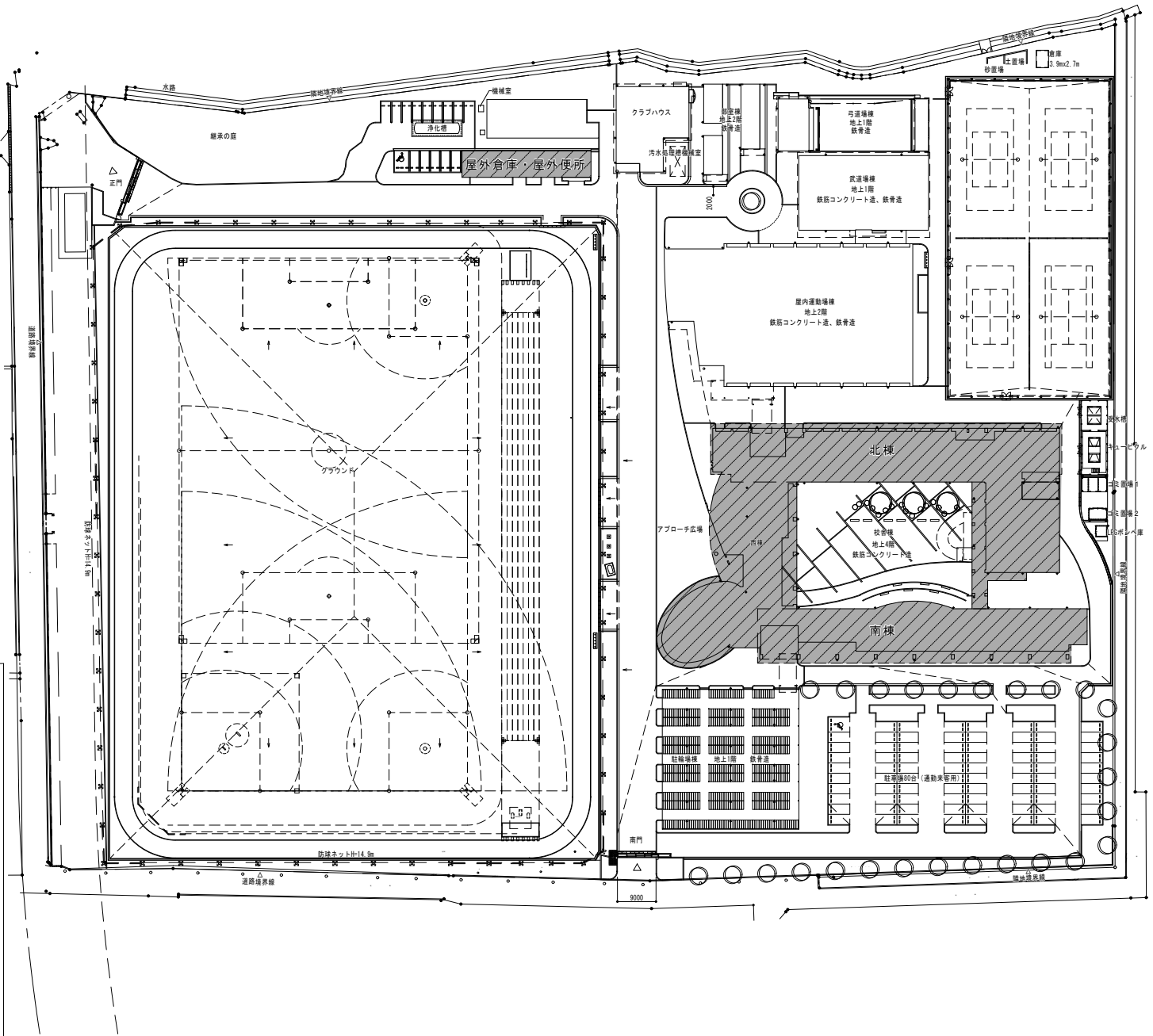
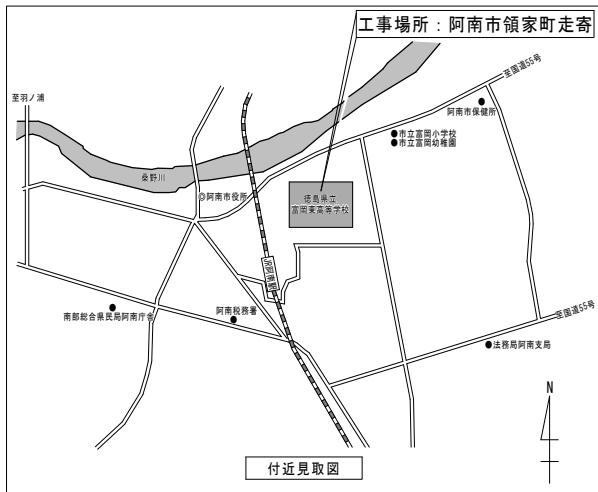
は、工事対象建物を示す。

【特記事項】

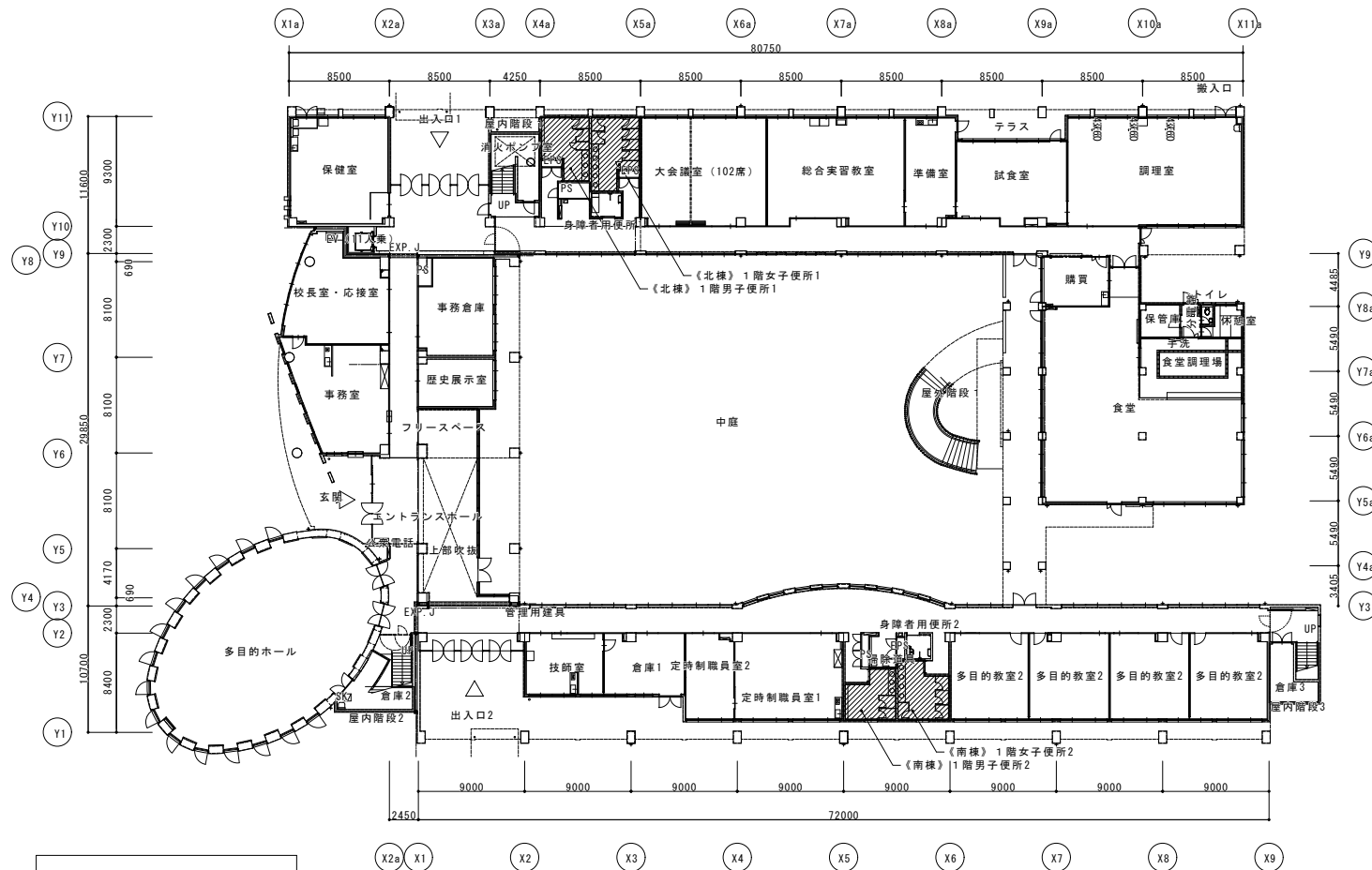
◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

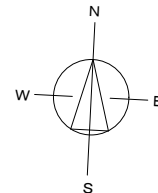
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。



		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築		図面番号	A-01		 株式会社 宮 建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 08
設計	R6.6	竣工	図面名	付近見取図・配置図・支障物件図		縮尺	A2=1/700 A3=71%				

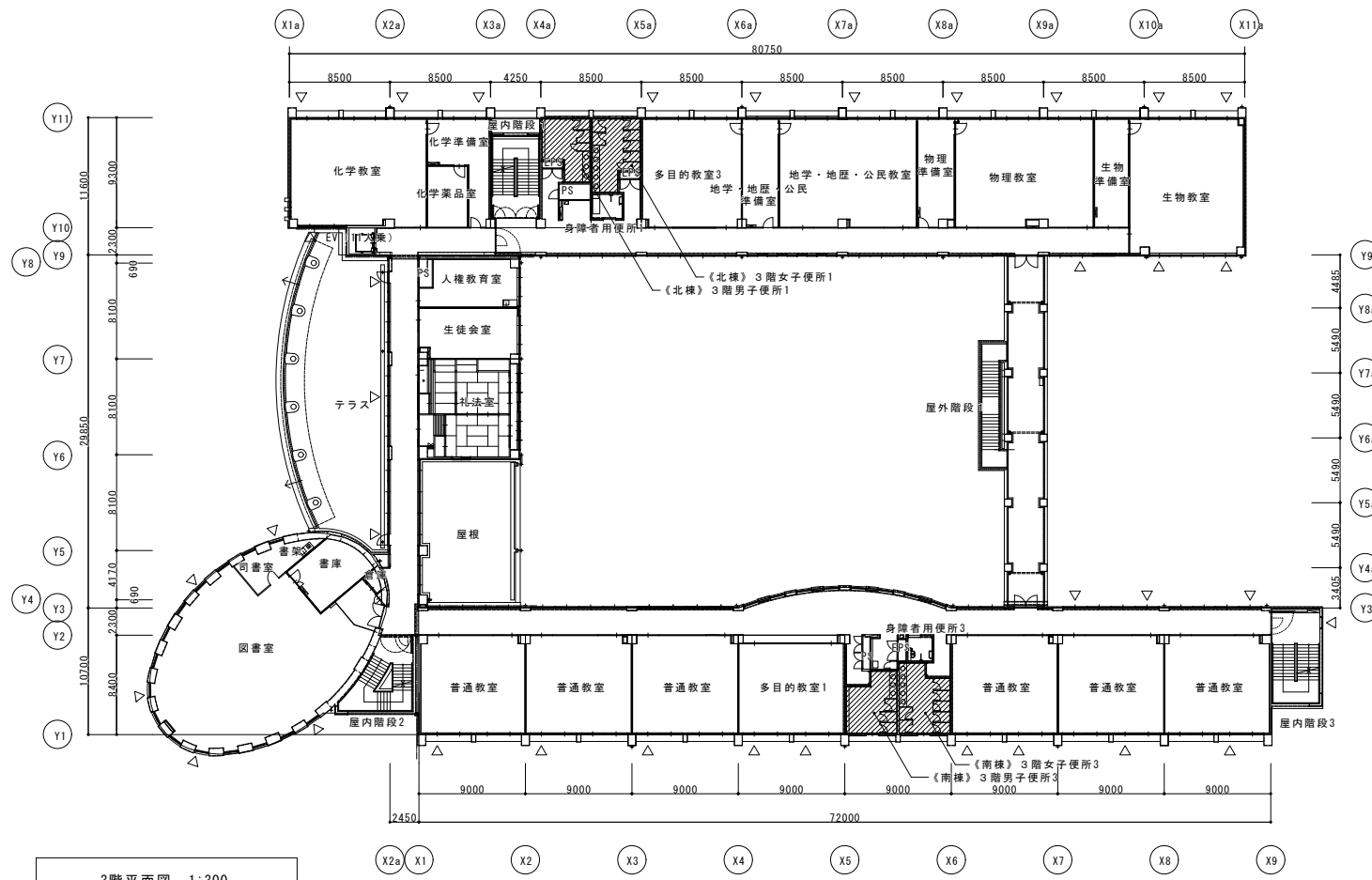


1階平面図 1:300

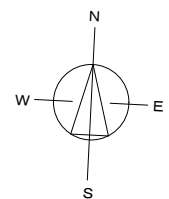


凡例	
[Hatched Box] 工事対象範囲を示す。	
改修内容については、平面詳細図参照	
株式会社 宮建築設計 M I Y A 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 13

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築	図面番号	A-06
設計	R6.6	竣工	図面名	縮尺	A2=1/300 A3=71%
		1階平面図			

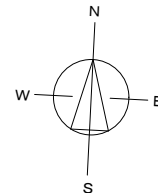
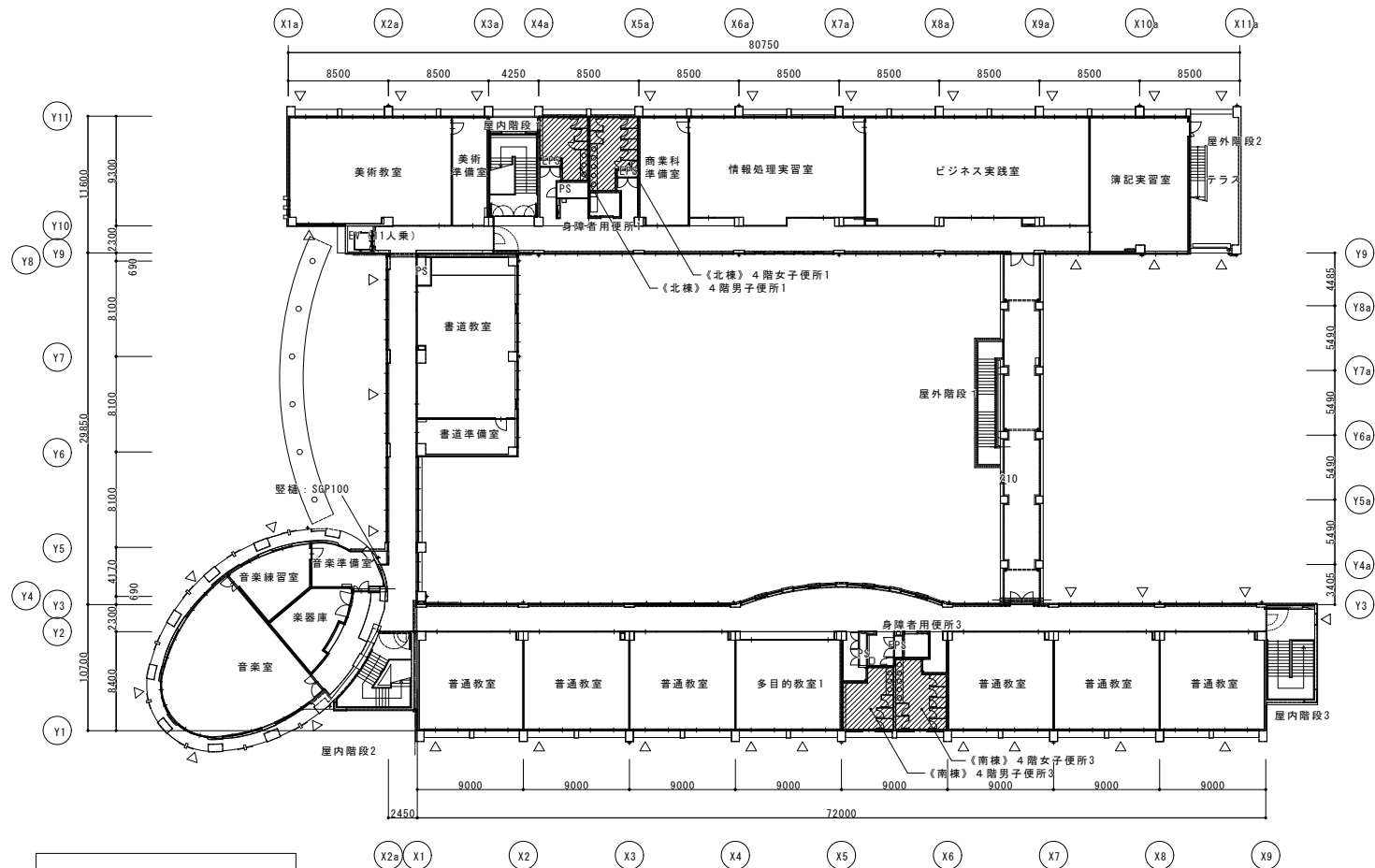


3階平面図 1:300



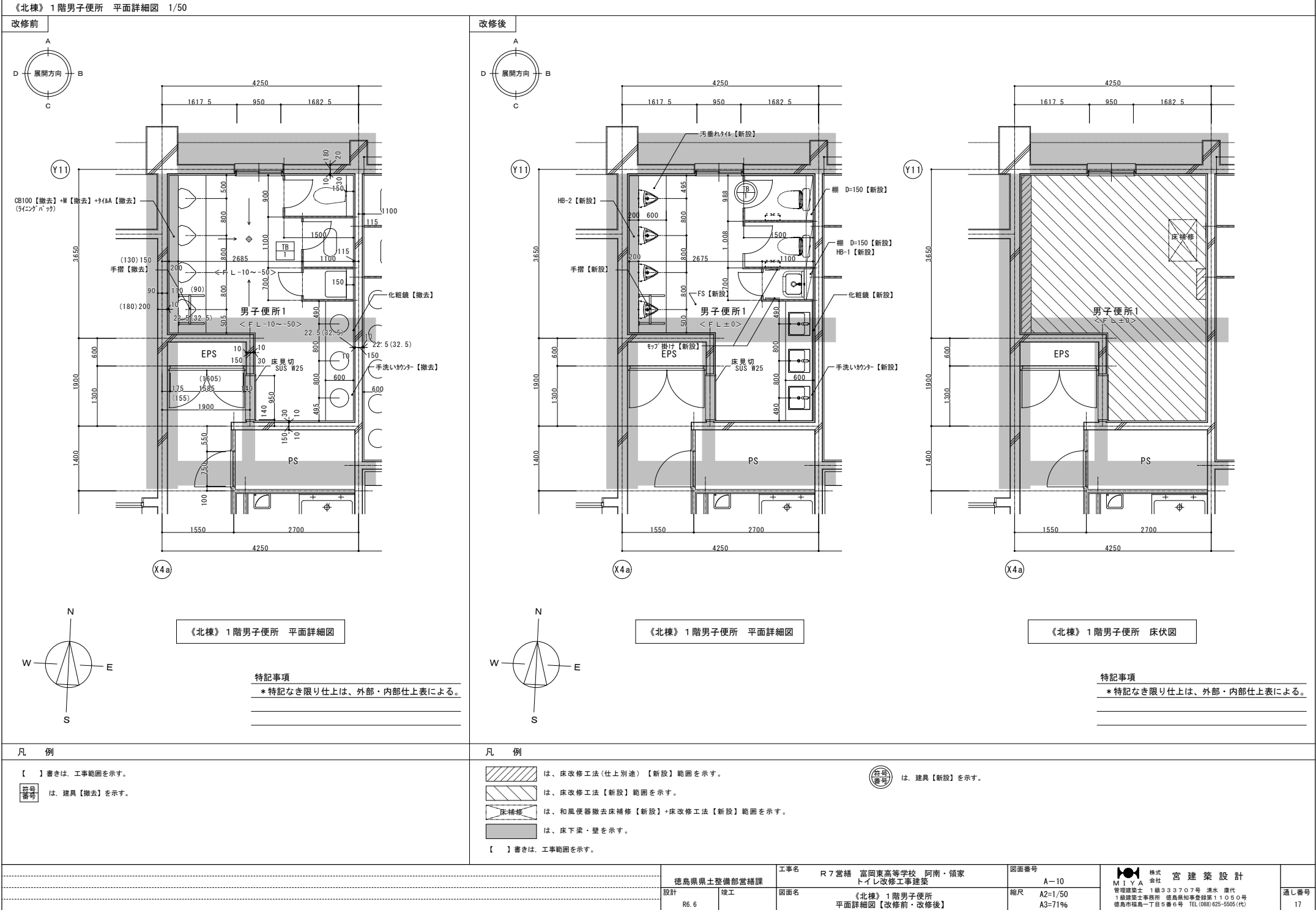
凡例	
[Hatched Box] 工事対象範囲を示す。	
改修内容については、平面詳細図参照	
株式会社 宮建築設計	
〒760-0001 徳島県徳島市徳島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)	通し番号 15

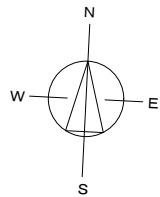
徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築	図面番号 A-08
設計 R6.6	竣工	図面名 3階平面図	縮尺 A2=1/300 A3=71%



凡例	
[Hatched Box] 工事対象範囲を示す。	
改修内容については、平面詳細図参照	
株式会社 宮建築設計	
〒105-0001 東京都港区新橋1-10-5 105ビル105号	通し番号
TEL (03) 6225-5505 (代)	16

		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築	図面番号	A-09
	設計	R6. 6	竣工	図面名	4 階平面図	縮尺	A2=1/300 A3=71%





《北棟》1階女子便所 平面詳細図

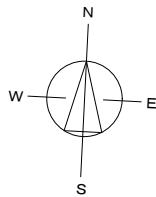
* 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。

凡 例

【 】書きは、工事範囲を示す。

符号	は、建具【撤去】を示す。
番号	

改修後



《北棟》1階女子便所 平面詳細図

* 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。

凡 例

 は、床改修工法（仕上別途）【新設】範囲を示す。

 は、床改修工法【新設】範囲を示す。

床補修 は、和風便器撤去床補修【新設】+床改修工法【新設】範囲を示す。

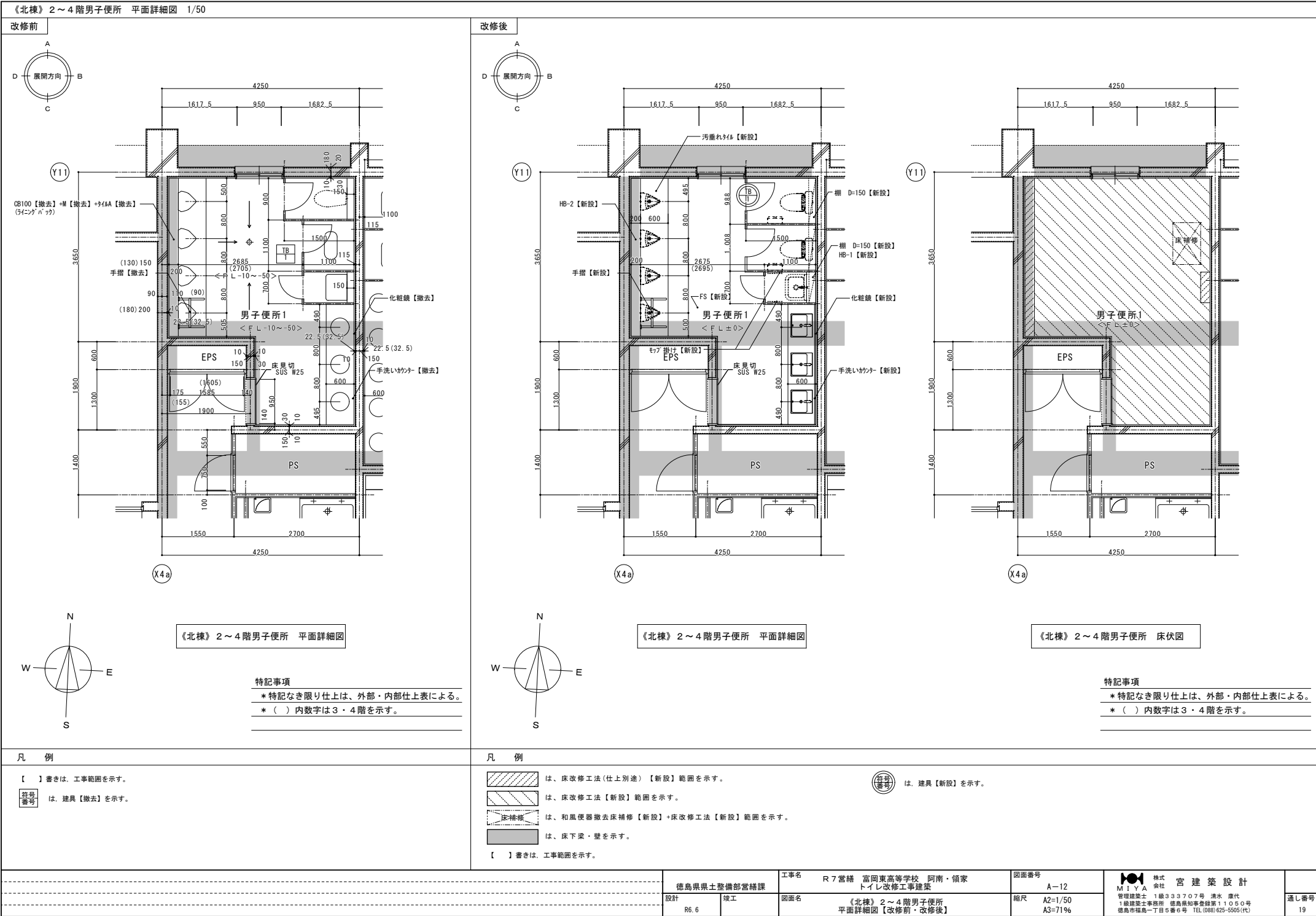
 は、床下梁・壁を示す。

【 】書きは、工事範囲を示す。

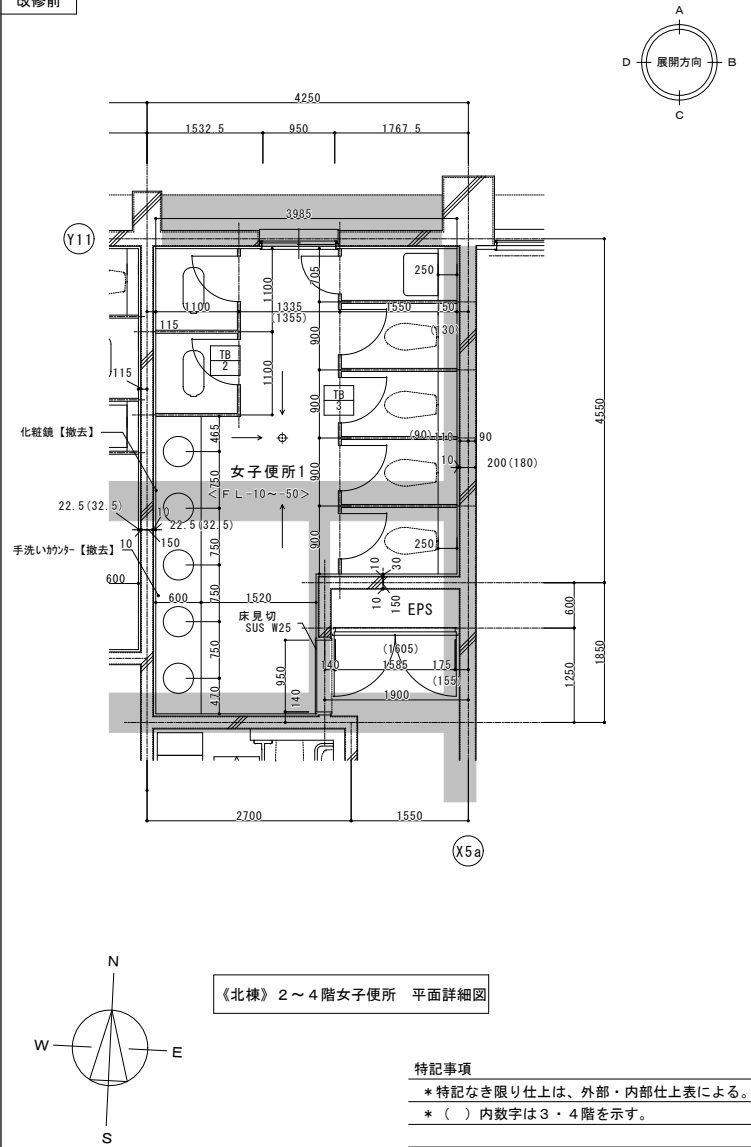
符号
番号

は、建具【新設】を示す。

		工事名		図面番号		 株式会社 宮 建 築 設 計		
		R7宮構 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築		A-11		管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市稲島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)		通し番号
徳島県県土整備部営繕課		図面名	縮尺		18			
設計	竣工	〔北棟〕1階女子便所 平面詳細図〔改修前、改修後〕	A2=1/50 A3=71%					
R6.6								



改修前



《北棟》2～4階女子便所 平面詳細図

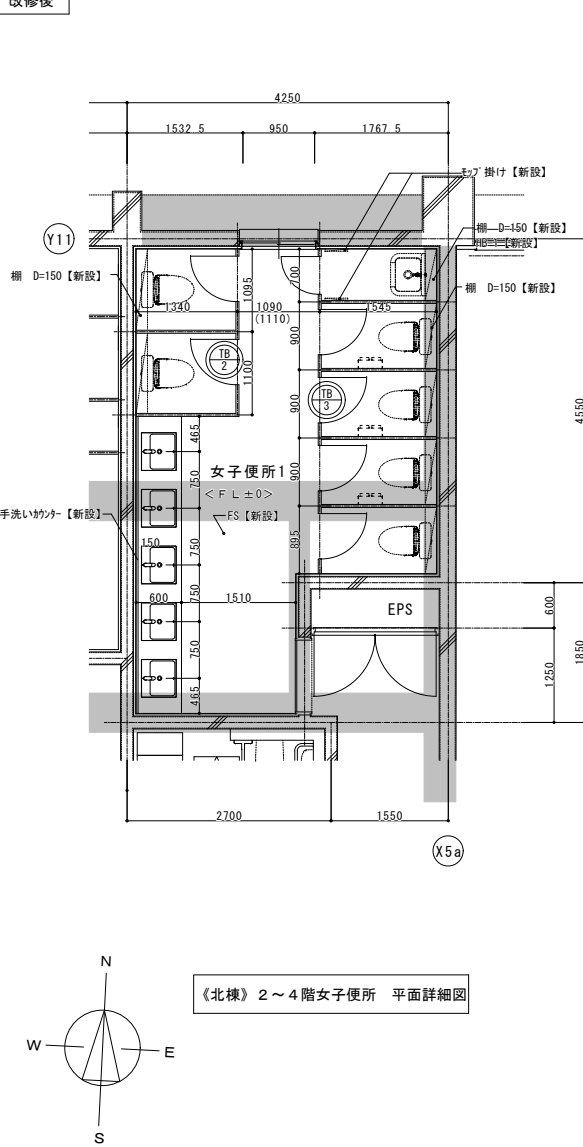
特記事項

- * 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。
- * () 内数字は3・4階を示す。

凡 例

- [] 書きは、工事範囲を示す。
- 符号番号 は、建具【撤去】を示す。

改修後



《北棟》2～4階女子便所 平面詳細図

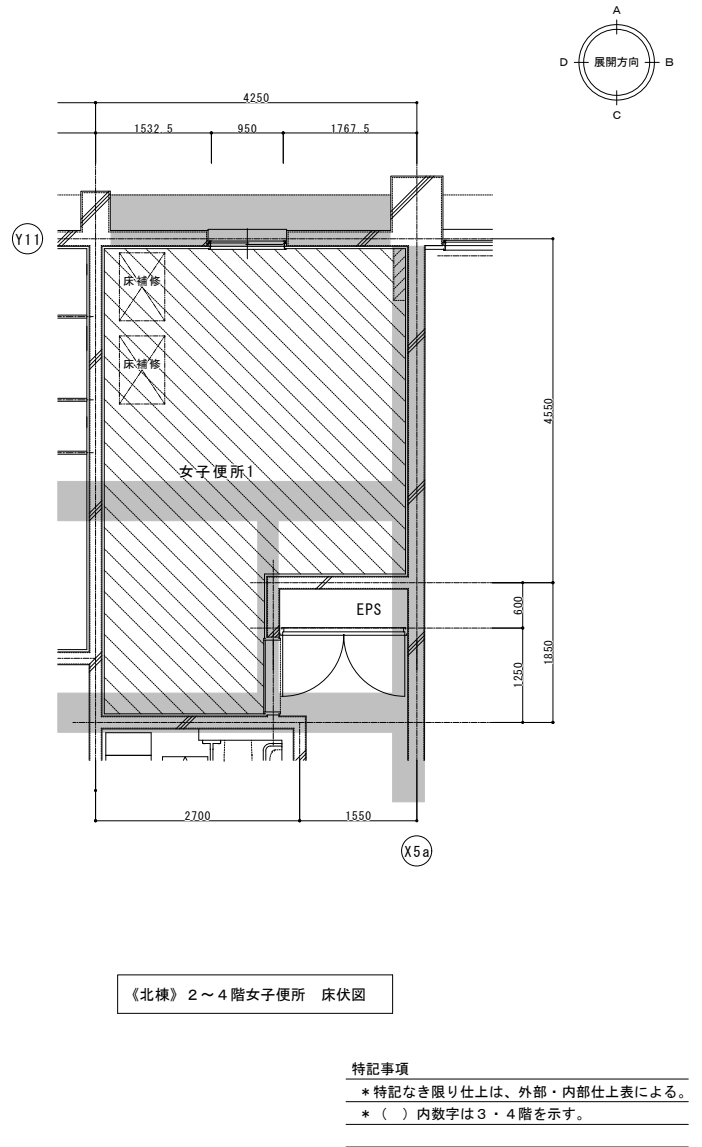
特記事項

- * 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。
- * () 内数字は3・4階を示す。

凡 例

- は、床改修工法(仕上別途)【新設】範囲を示す。
- は、床改修工法【新設】範囲を示す。
- 床補修 は、和風便器撤去床補修【新設】+床改修工法【新設】範囲を示す。
- は、床下梁・壁を示す。

[] 書きは、工事範囲を示す。



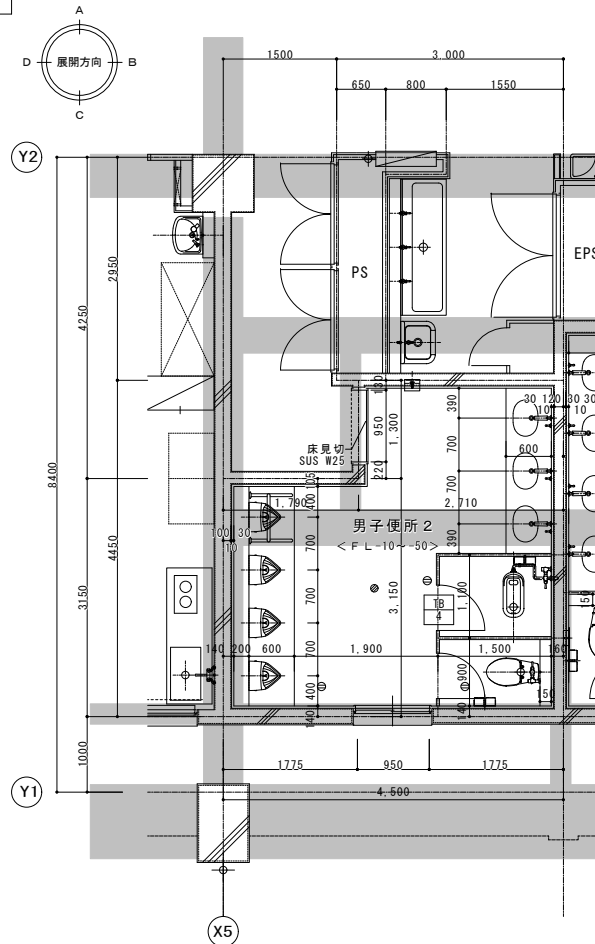
《北棟》2～4階女子便所 床伏図

特記事項

- * 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。
- * () 内数字は3・4階を示す。

- 符号番号 は、建具【新設】を示す。

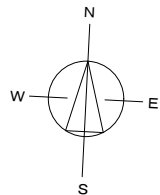
改修前



《南棟》1階男子便所 平面詳細図

特記事項

* 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。

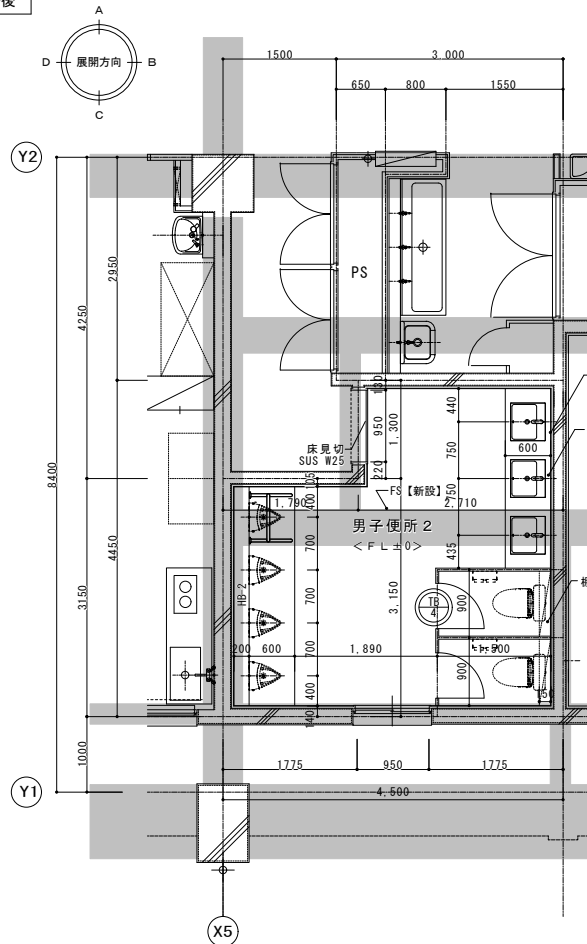


凡 例

【 】書きは、工事範囲を示す。

符号	は、建具【撤去】を示す。
番号	

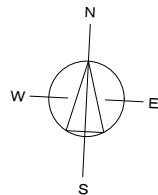
改修後



《南棟》1階男子便所 平面詳細図

特記事項

* 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。



凡 例

 は、床改修工法（仕上別途）【新設】範囲を示す。

 は、床改修工法【新設】範囲を示す。

床補修 は、和風便器撤去床補修【新設】+床改修工法【新設】範囲を示す。

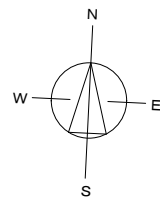
 は、床下梁・壁を示す。

【 】書きは、工事範囲を示す。



は、建具【新設】を示す。

		工事名		図面番号		 株式会社 宮 建 築 設 計 M I Y A 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録11050号 徳島市橋島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	通し番号
徳島県土整備部営繕課		R7宮緒 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築		A-14			
設計	竣工	図面名		縮尺			
R6.6		《南棟》1階男子便所 平面詳細図【改修前、改修後】		A2=1/50 A3=71%			21



《南棟》1階女子便所 平面詳細図

特記事項

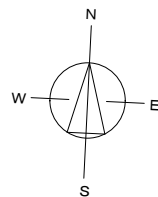
* 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。

凡 例

【 】書きは、工事範囲を示す。

符号 は、建具【撤去】を示す。

改修後



《南棟》1階女子便所 平面詳細図

特記事項

* 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。

凡 例

 は、床改修工法（仕上別途）【新設】範囲を示す。



は、床改修工法【新設】範囲を示す。

床補修 は、和風便器撤去床補修【新設】+床改修工法【新設】範囲を示す。

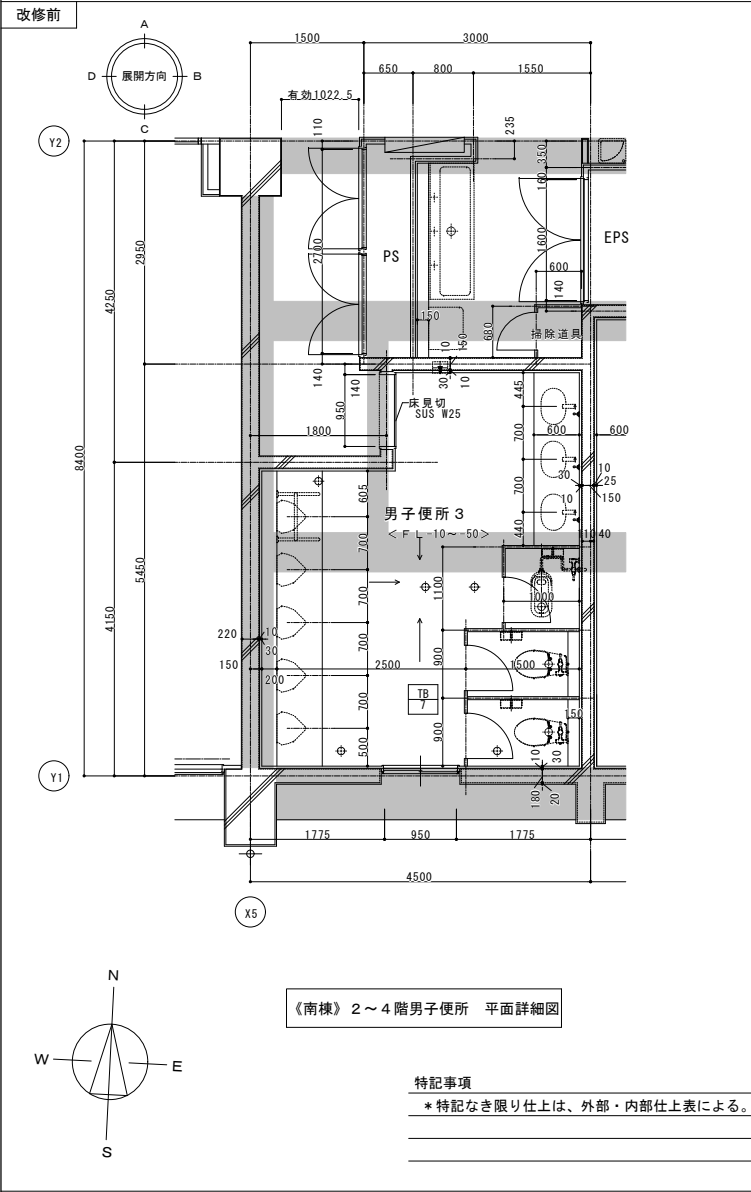
 は、床下梁・壁を示す。

【 】書きは、工事範囲を示す。

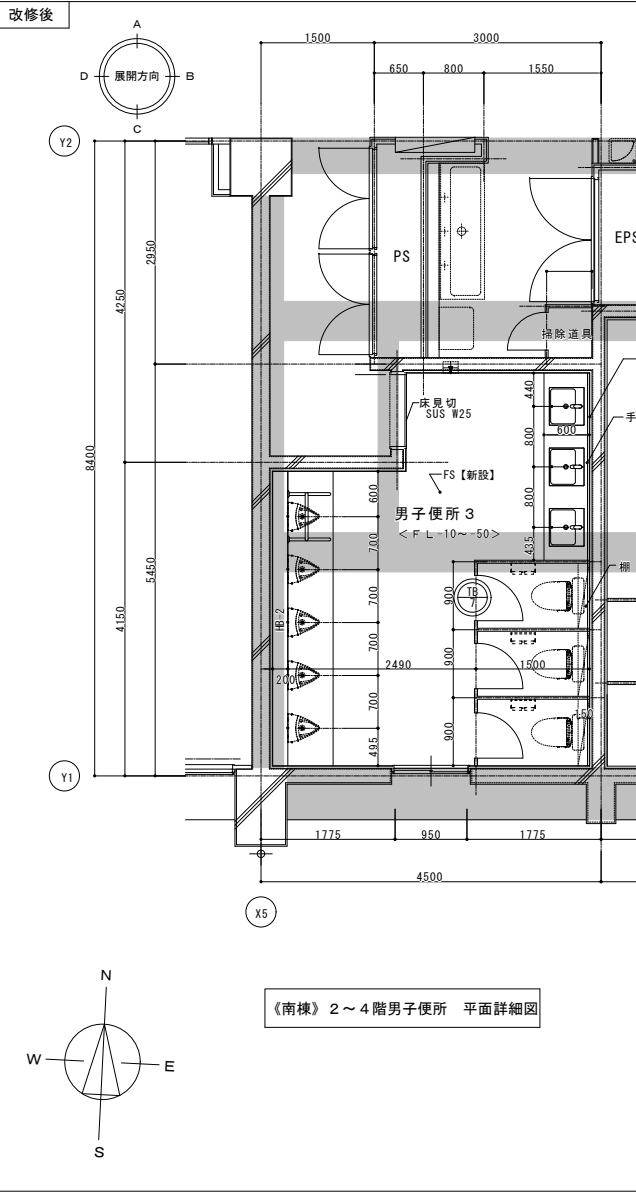
符号
番号

は、建具【新設】を示す。

徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築		図面番号 A-15		 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 真代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)825-5505 (FAX)	通し番号 22
設計 R6.6	竣工	図面名 〔南棟〕1階女子便所 平面詳細図〔改修前・改修後〕		縮尺 A2=1/50 A3=71%			

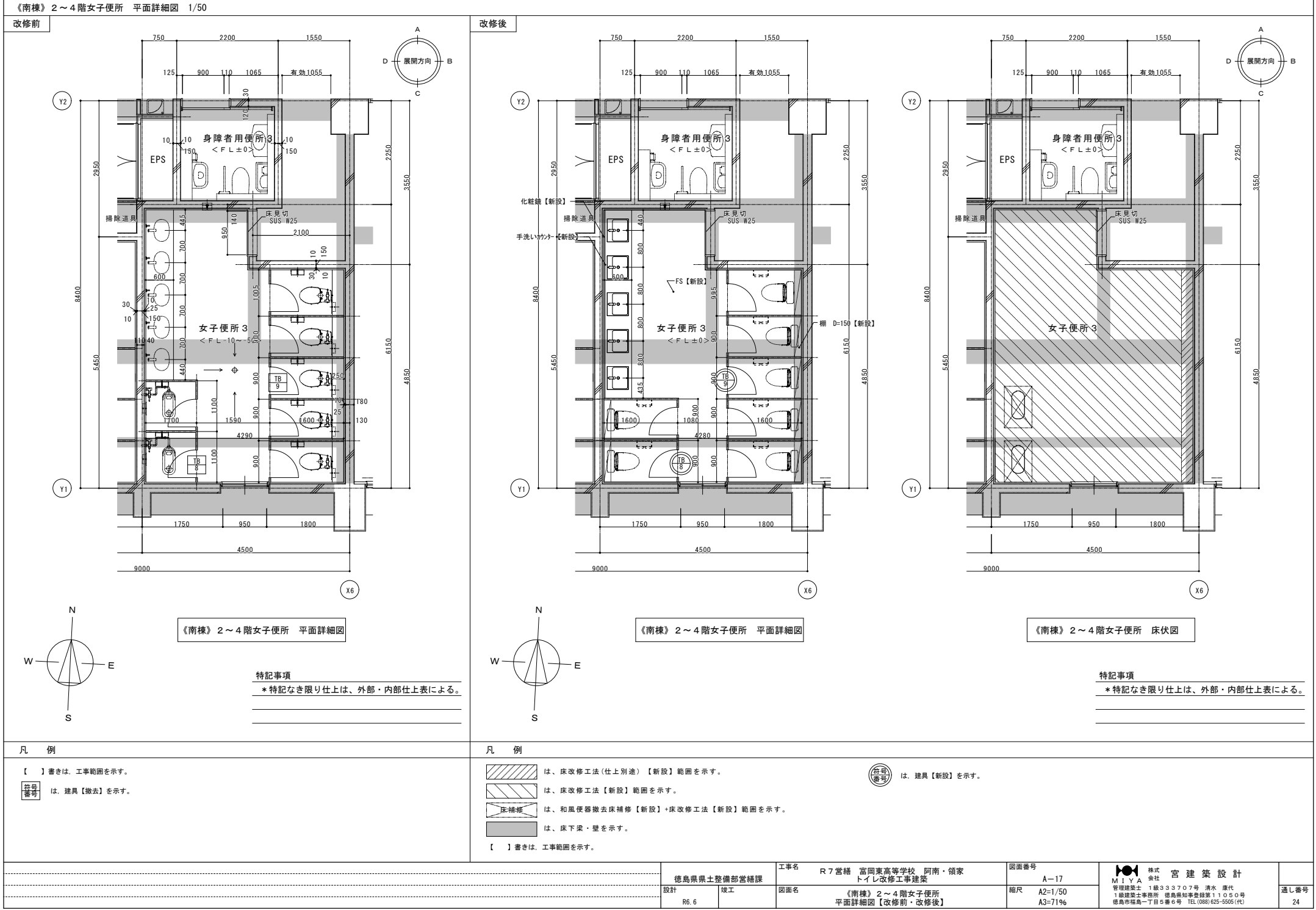


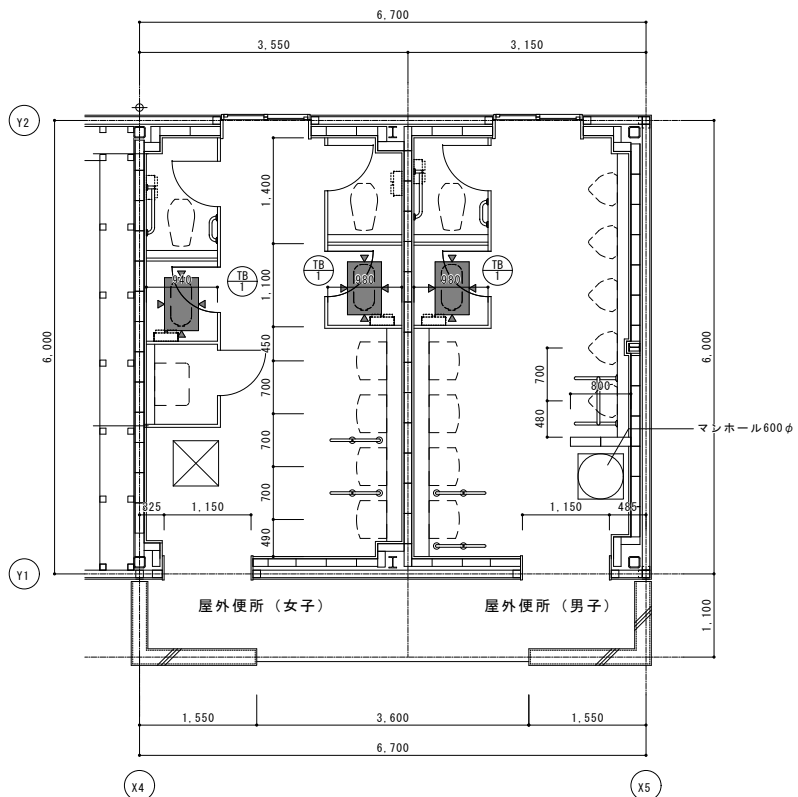
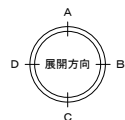
凡 例	
	【 】書きは、工事範囲を示す。
	は、建具【撤去】を示す。



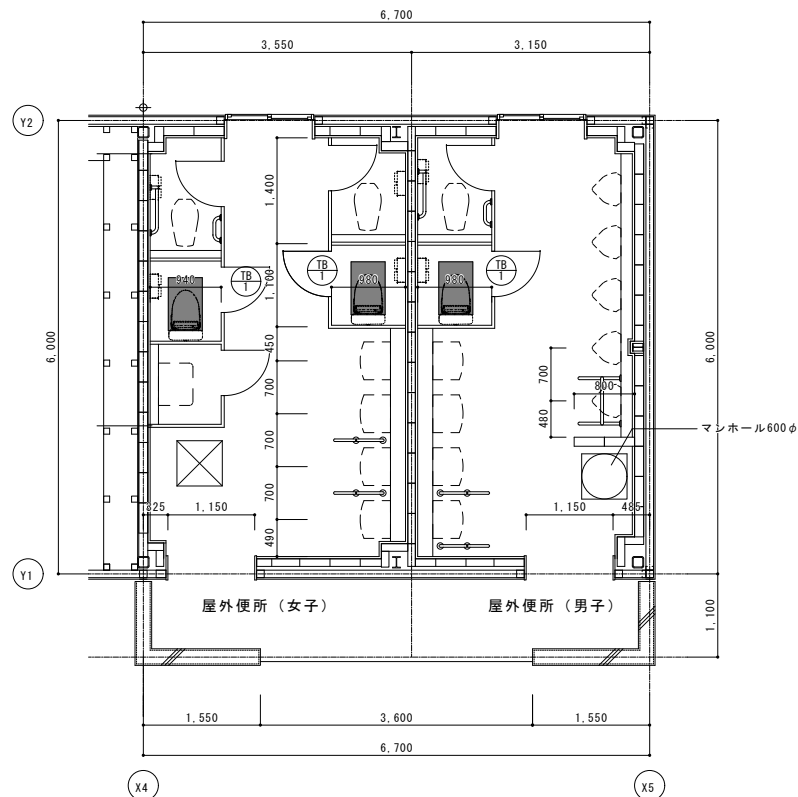
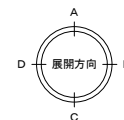
凡 例	
	は、床改修工法（仕上別途）【新設】範囲を示す。
	は、床改修工法【新設】範囲を示す。
	は、和風便器撤去床補修【新設】+床改修工法【新設】範囲を示す。
	は、床下梁・壁を示す。
【 】書きは、工事範囲を示す。	

《南棟》2～4階男子便所 床伏図	
《南棟》2～4階男子便所 床伏図 特記事項 * 特記なき限り仕上は、外部・内部仕上表による。	
図面番号	A-16
縮尺	A2=1/50 A3=71%
設計	R6.6
竣工	
工事名	R7営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築
図面名	《南棟》2～4階男子便所 平面詳細図【改修前・改修後】
通し番号	23





屋外便所 平面詳細図



屋外便所 平面詳細図

屋外便所 建具表 1/100

TB 1	トイレ・ス【改修】	屋外便所（男子）（女子）	3
--	--	---	---

※扉を取り外し後、外開きに変更して取り付け

(本体)ALエッジ		(扉)ALエッジ	
高圧メラミン張り	30	高圧メラミン張り	30

(溶接)	(踏板)	
(顔縁)	(木切)	

表示錠【取外し再取得】、SUS巾木

帽子掛け戸当り【取外し再取得】

ラバトリリー丁番【撤去・新設】

附属金物一式

凡 例

【 】書きは、工事範囲を示す。

は、モルタルカッター切り（設備工事）を示す。

は、モルタル【撤去】範囲(設備工事)を示す。

凡 例

【 】書きは、工事範囲を示す。

は、モルタル【新設】+モルタルコテ押え【新設】範囲を示す。

徳島県県土整備部宮埔課		工事名	R7宮埔 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築		図面番号	A-30		 株式会社 宮 建築設計 M I Y A	管理建築士 3級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-6550(代)	通し番号
設計	竣工	図面名	(屋外) 平面詳細図・建具表 [改修前・改修後]		縮尺	A2=1/50, 100 A1=1/10				
R6.6										37

■ 施工にあたっての留意事項

1. この改修工事は、日常の学校生活を継続しながらの施工となり、学校の授業に影響が出ないように十分に配慮しなければならない。
2. 学校の授業に影響のある騒音、振動等を行う工程は、休日又は夜間に行うことを見込んでいる。
3. 工事によって、学校のテスト期間中など考慮した詳細工程を作成し、学校管理責任者を調整しながら学校の運営に影響が出ないようにすること。
4. 別途通学手段との取り合いがないことから、建築・設備の総合図とりまとめや、現場進捗管理など、本改修工事の全体調整は、本工事多忙者が積極的に行うこと。
5. 学校で使用するほかの改修工事とため、工事範囲外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、生徒・学校関係者及び来客者の安全、衛生確保に努めること。
6. 校舎ホステッパ(給水設備配管工事)については、学校の運営に支障を及ぼす工程のため、学校管理者と協議の上、日程調整を行うこと。
7. 校舎棟については、工事期間中の生徒用女性便所の便数確保を考慮し、東側便所より改修を行うこと。

工事範囲グループリスト		
グループ名	棟名	室名
北棟	北棟	1～4階男子便所・女子便所
南棟	南棟	1～4階男子便所・女子便所
屋外	屋外便所	男子便所・女子便所

※ 1 か月間は、30日として作成している。

[illegible]

				工事名		R 7 宮緒 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築		図面番号		A-33		 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市堀島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	通し番
徳島県土整備部営繕課				図面名		留意事項、参考工程表		縮尺		A2=— A3=71%			
設計 R6.6				竣工								40	